

会 員 各 位

(総経理・所長、駐在員の皆様)

発 信：大連日本商工会
運営委員長 金田 和弘

在瀋陽日本国総領事館大連出張駐在官事務所より下記のご案内がありましたので、お知らせ致します。

記

上海万博開催に伴う注意喚起

在大連出張駐在官事務所

上海市では、5月1日から10月31日までの6ヶ月間、上海国際博覧会（上海万博）が開催されます。

中国当局によれば、上海万博期間中の来訪者数は7千万人以上と見込まれており、不測の事態を避けるため、万博会場はもちろんのこと、空港や地下鉄、高速道路等においてアクセス規制や厳重な警備体制を敷き、セキュリティ対策を強化しています。その一方で、多くの来訪者が遭遇する事件・事故が増加することも懸念されます。

つきましては、この期間に上海へ渡航・滞在される方は、以下の諸点に注意の上、上海万博を安全に楽しく見学いただくとともに、犯罪やテロなど不測の事態に巻き込まれることのないよう、最新の治安関連情報の入手に努め、大勢の人が集まる繁華街や公共交通機関等では周囲の状況に注意を払うなど、安全確保に十分注意してください。また、万一事件、事故等に遭遇した場合には、警察等の指示どおりに行動することを心掛けてください。

【上海万博HP】及び【日本語対応ホットライン】もご利用ください。

【上海万博日本語公式HP】→ <http://jp.expo2010.cn/>

○上海万博を見学される方は事前に「中国2010年上海万博見学上の注意事項」を確認してください。
→ <http://jp.expo2010.cn/a/20100418/000003.htm>

【日本語対応ホットライン】

上海市では日本語や英語等の外国語に対応した24時間のホットラインが開設されていますので、ご利用ください。

○上海万博に関する問い合わせや苦情など

「962010」（海外の携帯等からの場合：+86-21-962010）

○上海市内滞在中の電話通訳サービスなど

「962288」（海外の携帯等からの場合：+86-21-962288）

1. 旅券（パスポート）の携帯義務について

中国の法令では、中国に在留または滞在する満16歳以上の外国人は、パスポートを常時携帯することが義務付けられており、警察官に提示を求められた場合には応じなければなりません。これに違反した場合には罰金等を科されることもありますので、盗難や紛失に十分注意しつつ、常時パスポートを携行してください。

2. 宿泊登記について

中国の法令では、外国人が中国国内で宿泊する場合には、都市部では24時間以内に公安当局に届け出て宿泊登記を行う必要があります。ホテル等に宿泊する場合は、チェックインの際にパスポートを提示して宿泊登記表に記入すれば、ホテルから公安当局へ提出されますが、知人宅や会社社宅等に宿泊する場合には自分で届出を行う必要があります。届出がない場合には罰金等を科されることもありますので、十分ご注意ください。

3. 薬物犯罪に関する注意喚起

中国政府は、ヘロイン、覚醒剤等の違法薬物に関わる犯罪に対しては、その所持や使用を含め、極めて厳しく臨み、常に厳格な取り締まりや検挙を行っています。薬物犯罪に対する法定刑は非常に重く、最高刑は死刑とされています。このように、中国においては薬物犯罪に対して非常に厳しい措置が執られていることを常に念頭に置き、麻薬等違法薬物の使用や売買に関わったり、また、知り合いであっても中身のわからないものを安易に預かったり、日本その他への密輸に手を貸すなどの違法行為に巻き込まれないよう、くれぐれも慎重に行動してください。

4. ぼったくり被害について

声を掛けてきた見知らぬ女性や客引きについて行き、一緒に入った飲食店等において多額の料金を請求され支払ってしまう、いわゆる「ぼったくり被害」に遭ったとの報告が多く寄せられています。具体的には、「日本語を教えて欲しい」などと片言の日本語で声を掛けられ、誘われるまま喫茶店やカラオケ店等について行ったところ、勝手にアルコール類や食べ物を注文され、飲食代として多額の料金を請求されるという手口で多く発生しています。また、宿泊先ホテルの付近にいる客引きについて行き、同様の被害に遭うケースも報告されています。このような声を掛けてくる見知らぬ女性や客引きには絶対についていけないよう、ご注意ください。

5. 買春に関する注意喚起

日本人が買春行為により警察当局に拘留されるケースが発生しています。中国においては、買春行為（性的サービスを伴うマッサージ等を含む。）は違法であり、15日以下の拘留及び5千元以下の罰金が科される可能性があるほか、国外退去処分及び一定期間の再入国禁止措置が付される場合もあります。このような違法行為は厳に慎むようにしてください。

6. 交通事故について

中国では、右側通行や赤信号時の右折可など、日本と交通規則が異なる上、車の信号無視、歩行者や自転車の無理な横断、整備不良車両の運行、高架道路での速度超過や無理な追い越しなど、交通マナーが非常に悪いため、いつ交通事故に巻き込まれてもおかしくない状況と言えます。歩行中や横断中は左右後方から近づいてくる車両に十分注意するなど、自己防衛に努める必要があります。また、中国で交通事故の被害に遭った場合、日本と同様の被害補償を受けられるケースはほとんどありません。もしもの場合に備え、海外旅行傷害保険には必ず加入するようにしてください。

以上